

学校において予防すべき感染症（学校感染症）

学校においては、学校保健安全法の定めるところにより「学校において予防すべき感染症」として下記のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を過ぎるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
	結核	病状により、医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により、医師において感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染（O-157等）	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・A型肝炎、B型肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス等） 等	医師により指示のあった期間